
生徒心得

第1章 総 則

生徒心得は学則にもとづき生徒が日常守るべき事柄を定めたものである。生徒は学則並びに生徒心得を守り、自己の向上と良い校風づくりに努めなければならない。

第2章 一般心得

- 1 常に真理を探究し、高い教養を身につけること。
- 2 正義を愛し、自由・自立を志すこと。
- 3 自己と他人の人格を尊重すること。
- 4 広く交友をもち、寛容で明朗な精神を保持すること。
- 5 いかなる場合においても暴力を用いないこと。
- 6 その他、本校生徒としての誇りを持った行動をすること。

第3章 校内生活

- 1 環境の整備に努めること。
- 2 校内の秩序と礼節を守ること。
- 3 登下校の時刻を厳守し、居残りを必要とする時は、理由を明確にして、許可を得ること。
- 4 始業前に入室し、学習の態勢を整えること。
- 5 無断で、欠席・遅刻・早退・欠課をしないこと。
- 6 生活時間中の外出を禁止する。ただし、やむを得ぬ理由のあるときは、担任に願い出て外出許可を得ること。
- 7 学校施設や備品等を使用する場合は、関係職員に願い出て許可を得ること。
- 8 学校施設や備品等は注意して取り扱い、勝手に移動したり、破損紛失しないこと。
- 9 休日等に登校して校内に入るときは、事前に関係職員に申し出て許可を得ること。

第4章 服装と所持品

- 1 制服を着用すること。詳細については別に定める服装規程による。
- 2 頭髮は常に清潔にし、高校生としてふさわしい髪形にすること。
- 3 校内において所定の上履きを使用すること。
- 4 学校生活に必要な物品については自己管理すること。
- 5 所持品には学年・組・氏名を明記すること。
- 6 校内における紛失物、拾得物は速やかに届け出ること。

附 則 平成 18 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 25 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 6 年 4 月 1 日一部改正